



事業者による「合理的配慮の提供」義務化

(家庭基礎 p.82、家庭総合 p.98)

障害者差別解消法の改正に伴う変更

障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指すための法律です。

2021年の障害者差別解消法改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が2024年4月1日より義務化されました。

○改正後

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供	環境の整備
			
行政機関等	禁止	義務	努力義務
事業者	禁止	努力義務 ⇒義務	努力義務

合理的配慮って？

障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動などが制限されてしまう場合、そのバリアを取り除くことを「合理的配慮」といいます。

「合理的配慮」の留意点

- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② 障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

「障がい者」の定義は？

障害者差別解消法における「障がい者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）、その他の心や体のはたらきに障がい（難病等に起因する障がいを含む）がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障がい児も含まれます）。

私立学校も「事業者」

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者であれば、目的の営利・非営利、個人・法人関係なく「事業者」の対象となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」です。

私立学校など（学校法人等の設置する小中高等学校、幼稚園、私立の専修学校及び各種学校、私立の社会教育施設、社会教育関係団体など）は「事業者」にあたるため、今改正により合理的配慮の提供義務が生じることになりました。

※国公立学校など（国立大学、国立高等専門学校、大学共同利用機関、国公立の専修学校及び各種学校、公立の社会教育施設など）は「行政機関等」にあたるため、改正前から合理的配慮の提供義務があります。



学校における合理的配慮の事例

精神障がい、講義に集中することが難しい生徒への修学支援	発達障がい、多数の生徒がいる環境では集中できない生徒への修学支援
<p>生徒の希望と症状の診断結果を考慮して、一部の講義にチューターを付けて修学支援できることとした。</p> 	<p>授業を受講しやすくなるよう、大教室にカメラ、別室にモニターを設置し、別室で受講できるようにした。</p> 

（内閣府障害者施策担当「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」より作成）

その他の合理的配慮の例

- ・読み書きが困難 → タブレットや拡大教科書、音声読み上げソフトの使用など
- ・集中が困難 → テストの別室受験、担任や加配職員の近くの座席に座るなど
- ・指示理解が困難 → 指示を一つずつ出す、順番が分かるカードの指示など
- ・移動が困難 → スロープやエレベーターの設置、体育の内容調整など

<参考>

- ・文部科学省「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」2024年1月17日

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

- ・内閣府「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.pdf

- ・内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf

- ・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイトー「合理的配慮」を知っていますかー

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>